

“一流の田舎 東彼杵”に向けた観光コンテンツ開発とおもてなし事業支援業務 公募型プロポーザル要領

1. 趣旨

この実施要領は、“一流の田舎 東彼杵”に向けた観光コンテンツ開発とおもてなし事業支援業務の受注候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要等

(1) 件 名

“一流の田舎 東彼杵”に向けた観光コンテンツ開発とおもてなし事業支援業務

(2) 仕 様

本要領及び「“一流の田舎 東彼杵”に向けた観光コンテンツ開発とおもてなし事業支援業務」仕様書に基づく。

(3) 契約期間

契約締結日から平成31年2月28日（木）

(4) 契約上限額

金5,000,000円（消費税含む）

(5) 業務内容

「“一流の田舎 東彼杵”に向けた観光コンテンツ開発とおもてなし事業支援業務」仕様書のとおり。

3. スケジュール

項 目	実施日
公募開始	平成30年4月16日（月）
質問締め切り	平成30年4月24日（火）
質問への回答	平成30年4月27日（金）
参加申込締め切り	平成30年5月7日（月）
参加資格確認結果通知	平成30年5月11日（金）
提案書の提出締め切り	平成30年5月18日（金）
プレゼンテーション審査	平成30年5月24日（木）（※予定）
審査結果通知	平成30年5月28日（月）

4. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 東彼杵町から指名停止を受けていないこと。

- (3) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て等がなされていないこと。

5. 参加申込方法

【必要書類】

「参加表明書」（様式1）（必要事項を記入し押印すること）

【参加申込提出期限及び方法】

次に示す提出先に、平成30年5月7日（月）17時必着とし、郵送（書留等送達記録が残る方法）又は持参により提出してください。

〔提出先〕 東彼杵町まちづくり課商工観光係

〒859-3808 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850-6

Tel : 0957-46-1286

E-mail : shoukou@town.higashisonogi.lg.jp

【参加申込の承認について】

参加申込の結果については、提出書類に基づきプロポーザル参加資格を満たすことを確認し、平成30年5月11日（金）に発送し、通知します。

【提案書類】

参加資格確認通知書を受領し、参加業者として決定した参加者は、実施要領に記載のある提案書類を平成30年5月18日（金）17時（必着）までに郵送（書留等送達記録が残る方法に限る）又は持参により東彼杵町まちづくり課商工観光係へ提出してください。

6. 質問及び回答

(1) 質問書の提出

- 1 質問方法 「質問書」（様式2）によりメールで事務局宛に送付してください。

E-mail : shoukou@town.higashisonogi.lg.jp

※評価等に影響を及ぼす恐れがある内容（参加業者数、参加業者名等）についての質問にはお答えできません。

- 2 質問期間 平成30年4月16日（月）から平成30年4月24日（水）17時必着

(2) 質問への回答

平成30年4月27日（金）に電子メールにて質問事項等に対する回答を通知する。

7. 提案書等の提出

(1) 提出書類

提案に用いる提出書類は、(i)「企画提案申込書(様式3)」、(ii)「業務実施体制表(様式4)」、(iii)「予定スタッフ経歴・従事業務調書(様式5)」、(iv)「提案書」、(v)「会社等の概要」、(vi)業務工程表、(vii)見積書とし、1つのA4ファイルにまとめて調製した上で8部提出してください。(正本として代表者の押印があるものを1部、副本を7部)

※提出書類については、提出期限後の差し替えはできません。

■「提案書」(任意様式)について

- ・A4版、横書き、30ページ以内
- ・提案書の表紙には、表題、社名、提出日を記載。
- ・提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

■「見積書」について

- ・仕様書に示された内容を実現するための費用を記入してください。
- ・見積書及び内訳表は、提案書のページ数には含めません。

(2) 提出先及び提出期限

上記5に示した提出先に、平成30年5月18日(金)17時必着とし、郵送(書留等送達記録が残る方法に限る)又は事前連絡の上持参により提出してください。

8. 審査の実施

(1) 実施日時 平成30年5月24日(木)(予定)

(2) 実施場所 別途指定した場所

(3) 実施者 プレゼンテーションへの参加は1社につき3名以内とします。

(4) 実施方法 1社につき30分以内(質疑応答の時間は別途確保します。)に次に掲げる内容を実施してください。

(5) 貸出物品 東彼杵町で用意するものは机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとします。

(6) その他 ・資料の表示に用いるパソコンその他物品については、提案者の負担において用意してください。
・プレゼンテーション時の追加資料及び差し替え資料の配布はできません。

9. 評価方法及び評価基準

(1) 評価委員会の設置

提案者の提案を評価するため、「一流の田舎 東彼杵」に向けた観光コンテンツ開発とおもてなし事業支援業務事業者評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置します。

（２）評価の方法・基準

- ①委員会は、別途定める評価基準に基づいて提案内容等の評価を行います。
- ②委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができます。
- ③プレゼンテーション審査の結果の評価点により受託候補者を決定します。
- ④ 審査は、以下に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目		評価基準	配点
業務実施体制	人員及び実績	本業務を迅速に遂行するために、管理責任者及びスタッフが適正に配置されているか。また、本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。	20 点
	見積金額	適正な見積金額が提示されているか。	10 点
業務実施方針	提案内容	提案内容に説得力があり、計画行程が具体的かつ現実的であるか。	20 点
		提案内容の着眼点・分析力が優れているか。	20 点
	図表やイメージ等を効果的に使ってわかりやすく表現しているか。	10 点	
業務内容及び内容の理解度	総合的に本業務の目的及び内容等の理解度が高く、分析の方向性が的確かどうか。	20 点	
計			100 点

10. 評価結果の通知

- ①プロポーザル結果の公表は、提案者に対して個別に文書を送付及び東彼杵町ホームページで行います。
- ②審査の経過及び内容に関する問い合わせにはお答えできません。
- ③審査結果に対する異議は受付できません。

11. 契約

- ①業務については受託候補者の提案内容に基づき、協議を行った後に随意契約を行います。
- ②特段の事情により受託候補者と協議が不調に終わった場合は、次点の者を新たな受

託候補者とします。

12. 提案者の失格

次に掲げるいずれかに該当した場合は、当該提案者を失格とします。

- ①提出書類に虚偽があった場合
- ②経営上契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ③審査の公平性を害する行為があった場合
- ④その他信義に反する行為により、評価委員会が失格であると認めた場合

13. その他留意事項

- ①本プロポーザルに関し、本要領に定められた手段以外によって、本町職員及び提案評価関係者に対して提案内容の説明、推奨等の行為はできません。
- ②本プロポーザルに係る費用については、全て業者負担とします。
- ③受託候補者と特定されたことをもって、契約締結確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、見積合わせを行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となります。
- ④本プロポーザルに関する提出書類について、内容確認のため必要に応じてヒアリングや書類の追加提出を求める場合があります。

14. 事務局

東彼杵町役場まちづくり課（担当：中山）

Tel 0957-46-1286

Fax 0957-46-0884

E-mail shoukou@town.higashisonogi.lg.jp

附則

（施行日）

この要領は、平成30年4月16日から施行する。

（失効日）

この要領は、契約の締結をもって、その効力を失う。